

枚方市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年（2019 年）7 月 2 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛治谷 知 宏
同	大 地 正 広

1. 監査の対象

(1) 対象部課

学校教育部 学務課
教職員課
児童生徒支援室
教育指導課
教育研修課

(2) 対象事務

平成 30 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和元年（2019 年）7 月 1 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[学務課]

○就学援助等に係る返還金の管理状況について

学務課では、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒や保護者に対して、就学援助、支援学級等就学奨励費及び学校医療費援助（以下「就学援助等」という。）を行っているが、毎年度、就学援助等に要した費用についての返還債権が発生している。この返還債権の多くは、就学援助等の支給後に生活保護の受給が開始した場合に発生しており、回収が困難となっている事例も見受けられた。

また、就学援助等の返還債権に係る事務手続のルールやマニュアル、債権管理台帳の整備状況を確認したところ、平成 30 年度の枚方市債権管理及び回収に関する条例の施行に合わせて、債権管理台帳は作成していたが、督促・催告等の事務手続に関するマニュアル等は整備されておらず、消滅時効の管理が不十分な事例も見受けられた。

今後、返還債権については、関係課との連携により的確に就学援助等の受給資格を把握し、その発生の抑制に取り組むとともに、マニュアル等を整備するなど、枚方市債権管理及び回収に関する条例等に基づく適正な管理を行い、回収に努めるよう要望する。

[教職員課]

○教職員の働き方改革に係る職員の意識改革や業務改善の取組について

教職員課では、現在、業務アシスタントの配置や学校事務の共同実施、研修の実施等により、職員の意識改革や学校現場における業務改善に取り組んでいる。

今後は、文部科学省から受託している学校現場における業務改善加速事業の研究成果や他市の先進事例等を最大限に活用することにより、教職員、校長及び教育委員会が一体となって、教職員の長時間勤務の縮減や教職員が児童・生徒と向き合う時間の確保等につなげるための取組を一層推進するよう要望する。

○特定個人情報の取扱いについて

教職員課が教職員に対して提出を求めている給与所得者の扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等の個人番号等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、個人番号の記載を要しないとされている。

そのため、同課では、教職員に対して当該申告書には個人番号の記載が不要である旨の周知を行っていたが、同課において保管する当該申告書の中に、一部、個人番号が記載されたものが見受けられた。

今後は、個人番号の記載が不要な場合の周知をより一層徹底することにより、個人番号の収集・保管事務の適正を期すよう要望する。

[児童生徒支援室]

○通学困難児童・生徒通学等タクシー支援金の交付事務について

児童生徒支援室では、病気又は肢体不自由等の身体の障害のために通学が著しく困難な児童又は生徒の就学の保障を図るため、その保護者に対し、児童又は生徒の通学に係るタクシー費用についての支援を行っているが、支援金の交付に当たり、保護者から代理受領に関する委任を受けていないタクシー業者に支払が行われている事例があった。

今後は、支払手続に係る確認体制を強化し、適切な事務を行うよう要望する。

また、タクシー協会加盟のタクシー会社を利用する場合、身体障害者手帳や療育手帳を乗車時に提示することによりタクシー料金に割引が適用されるが、該当する保護者に対して特に運賃割引制度の利用を求めていなかったため、タクシー会社から割引のない額で支援金の交付請求がなされ、支払が行われている事例があった。

今後は、保護者に対して運賃割引制度の利用を求めるなど、支援金の交付に当たっては限られた財源の有効活用に留意するよう要望する。

○総合的教育力活性化事業に係る事務手続について

児童生徒支援室では、子どもたちに豊かな体験を積ませる事業などを行う総合的教育力活性化事業を各地域教育協議会に委託して実施している。委託料については、事業実施後に確定を行うことを予定しているが、債務金額が確定している場合の支払方法である前金払により、その支払が行われていた。また、各地域教育協議会からは事業終了後に委託料の支出を裏付ける領収証等の写しが提出されていたが、一部に、収支決算書と

領収証等の数値が一致していない事例や、委託期間前に事業に係る支出が行われている事例などが見受けられた。

今後は、委託内容に即して支払方法を見直すとともに、委託事業に係る収支決算書等の確認を十分に行い、より一層適切な事務執行に努めるよう要望する。

[教育指導課]

○中学校部活動指導協力者派遣事業に係る事務について

教育指導課では、中学校における部活動の活性化と充実を図るとともに、顧問教員の時間的余裕を生み、生徒指導や授業研究の時間を確保するため、各中学校に専門的な知識や技能を有する部活動指導協力者を派遣する部活動指導協力者派遣事業を実施している。部活動指導協力者に対しては、その指導回数等に応じて報償金が支払われるが、報償金の支給に当たって、実施報告書や派遣期間の確認が十分に行えていなかった。

今後は、部活動指導協力者の選任手続を適切な時期に行うとともに、実施報告書等について十分に確認するなど、報償金の支給に係る事務処理を適正に行うよう要望する。

[教育研修課]

○教育研修課における事務の取扱い及び理科薬品・備品の管理について

教育研修課では、枚方市立教育文化センターの研修室等の使用許可事務を行っているが、納付された使用料について、現金出納の基本である有高確認が適正に行われていなかった。

また、理科薬品の管理については、平成 28 年度以降、定期的な在庫確認は行われておらず、理科薬品を計量した結果、薬品使用簿及び薬品台帳の記載内容と相違があった。

さらに、備品の管理については、財務会計システムの備品台帳に登録されている重要物品を確認する過程で、所在がすぐに分からないものや特定が困難なものがあるなど、管理に不十分な点が見受けられた。

教育研修課は、学校園の管理運営が適正に行われるため、教職員を指導する立場にあることを再認識し、今後は、使用料の有高確認について、その重要性を認識して確実に行うとともに、理科薬品については、定期的な数量の確認及び帳簿等による確実な管理を徹底するよう要望する。あわせて、備品についても、備品台帳と現物との確認及び備品シールの貼付などによる適切な管理を行うよう要望する。